

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

この調査は、県内における民間事業所の労働条件等の実態を把握し、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働行政運営の参考とするため、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく届出統計調査として実施した。

### (2) 調査対象

#### イ) 調査地区

宮城県域

#### ロ) 調査対象事業所

事業所規模10人以上の民間事業所で、次の14産業

①建設業 ②製造業 ③情報通信業 ④運輸業、郵便業 ⑤卸売業、小売業 ⑥金融業、保険業 ⑦不動産業、物品賃貸業 ⑧学術研究、専門・技術サービス業 ⑨宿泊業、飲食サービス業 ⑩生活関連サービス業、娯楽業 ⑪教育、学習支援業 ⑫医療、福祉 ⑬サービス業 ⑭ その他（鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業）

#### ハ) 基礎資料

総務省統計局より事業所母集団データベースの母集団情報の使用承認を得て調査集計を行った。

※ 産業分類については「日本標準産業分類」に基づき、別表のとおりとする。

※ 平成19年11月に日本標準産業分類の第12回改定が行われ（平成20年4月1日適用）、産業分類が変更になっているので、時系列比較をする際には注意を要する。

### (3) 調査事業所

上記調査対象事業所から規模別・産業別に抽出した2,000事業所

### (4) 調査事項

事業所の現況、賃金、労働時間、雇用、育児・介護等支援、パートタイム労働者の諸制度、女性の活躍推進、職場のハラスメント対策、経営改善等

### (5) 調査期日

令和5年7月31日現在。ただし、初任給は令和5年4月採用時で、賞与は基本的に令和4年年末手当（冬）及び令和5年夏季手当として支払われたもの。

### (6) 調査の方法

郵便による通信調査

## 2 回答（集計）状況及び回答事業所の状況

### (1) 回答（集計）状況

調査事業所2,000のうち764事業所から回答があり、回収率は38.2%であった。

有効回答は538事業所で、有効回答率は26.9%であった。

※ 以下において、便宜上集計事業所を「回答事業所」と表現する。

### (2) 回答事業所の状況

回答事業所における産業分類、常用労働者の規模分類、労働組合の有無については表1のとおりである。

表1 調査事業所分類及び回答事業所の現況

(単位：所、%)

分 類		区 分	回答事業所	
			事業所数	構 成 比
全 体			538	100.0
産 業 分 類	建 設 業		78	14.5
	製 造 業		57	10.6
	情 報 通 信 業		3	0.6
	運 輸 業、郵 便 業		39	7.2
	卸 売 業、小 売 業		106	19.7
	金 融 業、保 険 業		18	3.3
	不 動 産 業、物 品 賃 貸 業		7	1.3
	学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業		22	4.1
	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業		33	6.1
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業		9	1.7
	教 育、学 習 支 援 業		26	4.8
	医 療、福 祉		96	17.8
	サ ー ビ ス 業		44	8.2
そ の 他		0	0.0	
規 模 分 類	1 0 ~ 2 9 人		167	31.0
	3 0 ~ 9 9 人		123	22.9
	1 0 0 ~ 2 9 9 人		98	18.2
	3 0 0 人 以 上		150	27.9
本 社 所 在 地	宮 城 県 内		391	72.7
	宮 城 県 外		147	27.3
労 働 組 合	有		142	26.4
	無		396	73.6

### 3 利用上の留意点

- (1) この調査は、無作為に抽出した事業所からの任意報告に基づいており、前年の調査と同一性が確保されているわけではない。したがって、時系列比較をする場合には注意を要する。
- (2) 集計標本数が少ない場合は、数値の変動が大きいので、注意が必要である。
- (3) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その合計が100.0にならない場合がある。また、「複数回答」の場合、構成比の合計は100.0を超えることがある。なお、質問の細部については未回答の場合もあることから、必ずしもその合計が100.0にならない場合がある。
- (4) この調査の回答は事業所単位で行われているが、集計上の「規模分類」とは本社や支店等を含めた企業全体の常用労働者（正社員）の規模により分類される。
- (5) 集計については、電子計算機処理により、平均賃金、初任給、賞与及びその他の賃金については、従業員数による加重平均とし、その他については、事業所数による単純平均とした。
- (6) この報告書の図表中に表示する“N”とは集計対象数（事業所数又は労働者数）である。
- (7) この調査結果報告書に用いた次の「主な用語」の説明については、下記のとおりとする。

#### イ) 従業員

##### ① 常用労働者（正社員）

期間を定めずに雇用されている一般の正規労働者。役員でも常時一定の職務に従事し、一般の従業員と同じ賃金規則、あるいは同じ基準で賃金の支払いを受けている者は「常用労働者（正社員）」に含む。

##### ② 嘱託・契約社員

期間を定めた労働契約により「常用労働者（正社員）」に準じた労働条件で主に専門的な業務に従事する労働者。「準社員」、「非常勤」等事業所により呼称は様々である。

##### ③ パートタイム労働者

「常用労働者（正社員）」よりも所定労働時間が短い者。

##### ④ 臨時・アルバイト

数日～数ヶ月単位の短期雇用を前提とした労働者。

##### ⑤ 派遣労働者

派遣会社と雇用関係にありながら別の会社へ派遣され、派遣先の会社の指揮命令を受けて働く労働者。

#### ロ) 所定労働時間

労働協約・就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、所定の休憩時間を差し引いた実労働時間をいう。

#### ハ) 所定内賃金

##### ① 基本給

職能給、職務給等

##### ② 諸手当

通勤手当、住宅手当、家族手当、管理職手当、特殊勤務手当、能率手当(歩合給)、精勤手当、皆勤手当、物価手当、役付手当等

#### ニ) 所定外賃金

時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、深夜勤務手当等

#### ホ) その他の用語等については、巻末の「調査票」及び「記入要領」を参照のこと。

#### 4 産業分類表

建設業	卸売業、小売業	サービス業(他に分類されないもの)
総合工事業	各種商品卸売業	郵便局
職別工事業(設備工事業を除く)	繊維・衣服等卸売業	協同組合(他に分類されないもの)
設備工事業	飲食料品卸売業	廃棄物処理業
<b>製造業</b>	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	自動車整備業
食料品製造業	機械器具卸売業	機械等修理業
飲料・たばこ・飼料製造業	その他の卸売業	職業紹介・労働者派遣業
繊維工業	各種商品小売業	その他の事業サービス業
木材・木製品製造業(家具を除く)	織物・衣服・身の回り品小売業	政治・経済・文化団体
家具・装備品製造業	飲食料品小売業	宗教
パルプ・紙・紙加工品製造業	機械器具小売業	その他のサービス業
印刷・同関連業	その他の小売業	<b>その他</b>
化学工業	無店舗小売業	鉱業、採石業、砂利採取業
石油製品・石炭製品製造業	<b>金融業、保険業</b>	電気業
プラスチック製品製造業	銀行業	ガス業
ゴム製品製造業	協同組織金融業	熱供給業
なめし革・同製品・毛皮製造業	貸金業、クレジットカード等非預金信用機関	水道業
窯業・土石製品製造業	金融商品取引業、商品先物取引業	
鉄鋼業	補助的金融業等	
非鉄金属製造業	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	
金属製品製造業	<b>不動産業、物品賃貸業</b>	
はん用機械器具製造業	不動産取引業	
生産用機械器具製造業	不動産賃貸業・管理業	
業務用機械器具製造業	物品賃貸業	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	<b>学術研究、専門・技術サービス業</b>	
電気機械器具製造業	学術・開発研究機関	
情報通信機械器具製造業	専門サービス業(他に分類されないもの)	
輸送用機械器具製造業	広告業	
その他の製造業	技術サービス業(他に分類されないもの)	
<b>情報通信業</b>	<b>宿泊業、飲食サービス業</b>	
通信業	宿泊業	
放送業	飲食店	
情報サービス業	持ち帰り・配達飲食サービス業	
インターネット附随サービス業	<b>生活関連サービス業、娯楽業</b>	
映像・音声・文字情報制作業	洗濯・理容・美容・浴場業	
<b>運輸業、郵便業</b>	その他の生活関連サービス業	
鉄道業	娯楽業	
道路旅客運送業	<b>教育、学習支援業</b>	
道路貨物運送業	学校教育	
水運業	その他の教育、学習支援業	
航空運輸業	<b>医療、福祉</b>	
倉庫業	医療業	
運輸に附帯するサービス業	保健衛生	
郵便業(信書便事業を含む)	社会保険・社会福祉・介護事業	